

## 【住民接種の実施に向けた取組】

### 1 住民接種について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）において、府域に新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出され、緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種が必要と判断された場合は、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、府域に緊急事態宣言が発出されていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、緊急事態宣言が発出されている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部において決定される。

#### <参考：国における住民接種の接種順位の考え方>

住民接種の接種順位については、原則として、以下の 4 つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とする。事前に下記のような基本的考え方を整理しておくが、緊急事態宣言が発出されている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

#### ① 医学的ハイリスク者

呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・ 基礎疾患を有する者
- ・ 妊婦

#### ② 小児

1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。

#### ③ 成人・若年者

#### ④ 高齢者

ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる（65 歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、一方で、緊急事態宣言が発出された場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第 46 条 2 項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、更に、これら双方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な見解を踏まえ決定される。

**【重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた接種順位】**

	①医学的 ハイリスク者	②小児	③成人・若年者	④高齢者 (65歳以上)
②に重症者が 多い場合	1	2	4	3
③に重症者が 多い場合	1	3	2	4
④に重症者が 多い場合	1	3	4	2

**【我が国の将来を守ることに重点を置いた接種順位】**

	①医学的 ハイリスク者	②小児	③成人・若年者	④高齢者 (65歳以上)
③に重症者が 多い場合	2	1	3	4
④に重症者が 多い場合	2	1	4	3

**【重症化、死亡を可能な限り抑えつつ、我が国の将来を守ることに重点を置く接種順位】**

	①医学的 ハイリスク者	②小児	③成人・若年者	④高齢者 (65歳以上)
③に重症者が 多い場合	1	2	3	4
④に重症者が 多い場合	1	2	4	3

2 住民接種に向けた検討の経過

庁内での検討状況、市医師会・医療機関・保健所との調整状況など、予防接種体制の構築に係る検討の過程は以下の通りである。

(1) 検討状況

日時	参加者	案件	内容
平成 27 年 6 月 19 日	課内担当者	住民接種について	体制の構築に係るスケジュールの検討
平成 27 年	課内担当者	住民接種について	データベースの作成、対象者の把

7月2日			握、予約・周知方法などについて検討
平成27年 7月10日	課内担当者	住民接種について	接種形態、接種体制の確認、人数の他課照会に係る調整
平成27年 7月15日	課内担当者 健康増進課長	住民接種について	これまでの検討経過の報告及び内容に関する打ち合わせ 他課照会内容に係る説明
平成27年 7月16日	課内担当者	住民接種について	昨日の打ち合わせにて出た意見を元に検討
平成27年 8月5日	課内担当者	住民接種について	これまでの検討経過の報告及び内容の調整
平成27年 8月18日	課内担当者 健康増進課長	住民接種について	これまでの検討経過の報告及び内容に関する打ち合わせ
平成27年 9月1日	課内担当者	住民接種について	これまでの検討経過の報告及び原案決裁に向けての内容の調整
平成27年 9月15日			原案作成
平成27年 11月18日	寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画連絡調整会議委員	マニュアルの原案について	第3回寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画連絡調整会議の開催
平成27年 12月1日	課内担当者	寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画連絡調整会議委員より出た意見について	原案に対する意見の確認及び修正案への反映についての検討
平成27年 12月4日			修正案作成
平成27年 12月7日	課内担当者 寝屋川保健所	地域集団接種を実施する際の手続の確認	地域集団接種の実施に必要なと思われる届出の内容等について、保健所の担当者に確認
平成28年 1月12日	健康増進課長 寝屋川市医師会	住民接種マニュアルについて	住民接種マニュアルについて、市行動計画の経過と併せて寝屋川市医師会会長へ説明
平成28年 1月14日	健康増進課長 危機管理室長 人事室課長 市民課課長	マニュアルの修正版について	原案から修正した箇所及びその内容についての説明
平成28年 1月18日	健康増進課長 寝屋川市病院協会	住民接種マニュアルについて	住民接種マニュアルについて、市行動計画の経過と併せて寝屋川市病院協会会長へ説明
平成28年 1月19日	健康増進課 寝屋川保健所 寝屋川消防署 枚方寝屋川消防組合	住民接種マニュアルについて	住民接種マニュアルについて、市行動計画の経過と併せて寝屋川保健所長、寝屋川消防署長及び枚方寝屋川消防組合救急課へ説明

平成 28 年 2 月 8 日			住民接種マニュアル作成
--------------------	--	--	-------------

(2) データベースの構築・データ管理について

検討項目	検討した内容
ベースとして用いたデータ	健康管理システム（基幹系情報システムと連携）から抽出する。
データ管理用に用いた（検討した）システム、ソフト等	市の健康管理システムを使用。
PCの配置・データの入力について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象者であることの確認及び非課税情報等が必要になるであろうことを踏まえ、接種会場にPCを配置する。</li> <li>・ 予診票に記載された氏名、生年月日、住所等を元に被接種者を確認、記録を蓄積する。</li> <li>・ 接種の翌日以降、健康管理システムへ反映させる。</li> </ul>
データの入力項目について	氏名、生年月日、住所、接種回数（1回目・2回目）、接種場所、Lot. No、接種医など、定期予防接種で入力している項目を参考にする。
予防接種予診票の取り扱いについて	<p>（個別接種、地域訪問接種の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前に予診票を医療機関等へ送付する。</li> <li>・ 接種後、医療機関等から市へ予診票を提出する。 ※委託料の支払が発生するのであれば、請求書も併せて提出してもらう。</li> </ul> <p>（施設集団接種の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前に予診票を施設等へ送付する。 接種対象者へは施設等を通じて配布してもらう。</li> <li>・ 接種後、施設等から市へ予診票を提出する。 ※委託料の支払が発生するのであれば、請求書も併せて提出してもらう。</li> </ul> <p>（地域集団接種の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予診票は当日会場に用意する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>接種後は健康増進課で回収する。</li> </ul> <p>※予診票のレイアウトについて</p> <p>1回目の予診票と2回目の予診票を取り違えることが無いよう、それぞれ予診票の色を分ける、あるいは「1」「2」と数字を予診票のバックグラウンドに明示する等、明確に1回目または2回目の予診票であることが分かるレイアウトを検討する必要がある。</p>
予防接種済証	<p>新型インフルエンザ予防接種予診票（高齢者インフルエンザ予防接種予診票のレイアウトを準用）の接種済証・注意書に被接種者の氏名、住所等を記入してもらい、完了事務時に切り取って相手に手渡す。</p>
その他課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者確認のため個人情報を行外に持ち出すことについて、寝屋川市情報セキュリティ基本方針等に沿った運用が可能かどうかの確認</li> <li>寝屋川市以外での接種履歴の管理</li> </ul> <p>※個人番号を用いた対応が可能なのであれば、それについても要検討。</p>

### (3) 対象者の把握方法・接種形態・接種場所について

対象者	把握方法	接種形態	接種場所
登録事業者	登録事業者からの報告	特定接種	特定接種対象者の所属する事業所等
市職員	特定接種の対象となる業務及び所属を予め抽出	特定接種	市役所等
入院患者及び施設入所者	医療機関、施設等からの報告	施設集団接種	医療機関、施設等
在宅医療受療中の患者	医療機関等からの報告	地域集団接種	市内接種会場

	移動困難者		地域訪問接種	対象者宅を個別訪問
通所サービス利用者		施設等からの報告	地域集団接種	市内接種会場
	移動困難者		施設集団接種	医療機関、施設等
ハイリスク者	基礎疾患を有する者 (外来通院中患者)	医療機関等からの報告	個別接種	医療機関等
	妊婦	医療機関(産婦人科)からの報告	個別接種	医療機関(産婦人科)
未就学児 ※0歳児は除く		住基情報から抽出	地域集団接種	市内接種会場
小中学生(市立)		学務課からの報告	施設集団接種	小中学校
高校生		住基情報から抽出	地域集団接種	市内接種会場
専門学校生・大学生		住基情報から抽出	地域集団接種	市内接種会場
高齢者		住基情報から抽出	地域集団接種	市内接種会場
障害者		障害福祉室等からの報告	地域集団接種(※)	市内接種会場(※)
	移動困難者		地域訪問接種	対象者宅を個別訪問
(※) 通常地域集団接種と日時・場所を別に設けて実施できるよう検討。				
その他(成人など)		住基情報から抽出	地域集団接種	市内接種会場
当該市町村の区域外に居住する者		本人や家族の申請	地域集団接種	市内接種会場

#### (4) 対象者の予約・周知方法について

##### (全体的な周知に係る事項)

- ・ ホームページ、メールねやがわ、SNS等を用いた最新情報の発信
- ・ 住民接種に係る内容を記載した文書やリーフレットの全戸配布
- ・ 市の施設や医療機関へポスター等の掲示
- ・ 自治会と協力して回覧板や掲示板による啓発及び周知
- ・ 防災行政無線及び防災行政無線電話応答サービスを用いた情報提供

- ・ JCOM（ケーブルテレビ）による啓発の協力依頼
- ・ 専用の受付、相談窓口やコールセンター等の設置

その他、実施可能と思われる様々な手段を用いて、市民全員への周知を図る。

#### 【周知の際の注意点】

- ・ 周知方法は、優先接種順位や実施場所の選定に伴い流動的に判断する。また、流行の状況によっては方法を変更することも想定される。
- ・ 指定した日に接種できない場合は漏れ者として対応、他の接種方法を周知することで接種の機会を逃すことが無いようにする。

#### （各対象者への周知に係る事項）

##### 1 基礎疾患を有する者

#### 【予約】

- ・ 医療機関等による個別接種を行う。
- ・ 医療機関等から該当者の名簿の提出を受ける。

#### 【周知】

- ・ 医療機関等から案内してもらう。

##### 2 妊婦

#### 【予約】

- ・ 医療機関（産婦人科）による個別接種を行う。
- ・ 医療機関（産婦人科）から該当者の名簿の提出を受ける。
- ・ 市外の医療機関に受診している妊婦については、市内の医療機関（産婦人科）で予約を行い市内での接種を想定している。

ただし、大阪府下での乗り入れが可能であればこの限りではない。

- ・ 里帰り分娩の状況であれば、例外的にみなし市民として取り扱う（予防接種実施依頼書の提出を要する）。

#### 【周知】

- ・ 医療機関（産婦人科）から案内してもらう。
- ・ 母子健康手帳交付時にも案内する。

### 3 未就学児（0歳児は除く）

#### 【予約】

- ・ 住所地の最寄りの接種会場にて、地域集団接種を行う。
- ・ 原則として保護者に同伴してもらう。

#### 【周知】

- ・ ホームページ、SNS、回覧板等の多様な媒体にて、住所地の最寄りの接種会場を案内する。
- ・ 幼稚園児や保育所（園）児については、通園している施設に、地域集団接種に係る文書の配布を依頼する。

### 4 小学生

#### 【予約】

- ・ 通学先の小学校にて、施設集団接種を行う。
- ・ 学務課より学年別の名簿の提出を受ける。  
同時に各校のスケジュールを聞き取り、施設集団接種の日程を調整する。
- ・ 小学校は地域集団接種の会場としても用いるため、施設集団接種当日は区別して対応できるよう検討が必要。
- ・ 日時の都合が悪い場合は、対象者からの申出により別途対応する。

#### 【周知】

- ・ 学校より施設集団接種のお知らせ及び予診票を配布する。  
(配布した予診票の保護者署名欄にて、保護者の同意を確認すること。  
署名が無い場合はその児童は接種不可。コミュニティセンター6か所による土日祝日の接種が可能である旨を伝える。)

### 5 中学生

#### 【予約】

- ・ 通学先の中学校にて、施設集団接種を行う。
- ・ 学務課より学年別の名簿の提出を受ける。  
同時に各校のスケジュールを聞き取り、施設集団接種の日程を調整する。

- ・ 日時の都合が悪い場合は、対象者からの申出により別途対応する。

#### 【周知】

- ・ 学校より施設集団接種のお知らせ及び予診票を配布する。  
(配布した予診票の保護者署名欄にて、保護者の同意を確認すること。  
署名が無い場合はその生徒は接種不可。コミュニティセンター6か所による土日祝日の接種が可能である旨を伝える。)

### 6 一般（高校生・専門学校生・大学生・成人・健康高齢者等）

#### 【予約】

- ・ 住所地の最寄りの接種会場にて、地域集団接種を行う。
- ・ 日時の都合が悪い場合は、対象者からの申出により別途対応する。

#### 【周知】

- ・ ホームページ、SNS、回覧板等の多様な媒体にて、住所地の最寄りの接種会場を案内する。

### 7 障害者

#### 【予約】

- ・ 原則として住所地の最寄りの接種会場による地域集団接種とするが、通常地域集団接種とは日時及び場所を別に設けて実施できるよう検討。
- ・ 移動が困難な方は、往診医師等による地域訪問接種の対象とする。

#### 【周知】

- ・ 通所施設や医療機関、往診医師等から案内してもらう。

#### （課題）

- 周知までに十分な期間が設定できるのかによって柔軟な対応が求められる。
  - 小児は兄弟姉妹で異なる接種形態に該当することが想定されるが、保護者が同時に接種を希望する場合は対応可能か検討が必要。
- 【例】小学生の兄が施設集団接種を受ける当日、保護者が幼稚園児の弟を会場に連れてきて同時に接種してほしいと希望している 等
- 途中で制度が変更になる場合（臨時接種か新臨時接種か等の対応）は、下記のように

な事項も課題になると思われる。

- ・ 接種費用を徴収することとなった場合、その目安はいくらか？
- ・ 領収書の発行が必要か？

必要な場合、市販の領収書に「領収済」の押印及び金額の記入程度で良いのか？

## (5) 接種体制シミュレーション

### 1 前提条件

- ・ 地域集団接種の対象者数 約 18 万人

#### 【算出根拠】

(1) 寝屋川市人口 240,060 人 ※平成 27 年 4 月 1 日時点

(2) 住民接種の対象外 7,866 人

(内訳)

- 特定接種者 6,002 人 ※人口の 2.5%
- 0 歳児 1,864 人

よって、住民接種の対象となる寝屋川市民は

(1) - (2) = 232,194 人 - (1)'

(3) 個別接種者数 18,668 人

(内訳)

- 基礎疾患を持つ者 16,804 人 ※人口の 7%
- 妊婦 1,864 人

(4) 地域訪問接種者数 11,106 人 ※各所管課より情報提供

(内訳)

- 在宅療養者 11,106 人

(5) 施設集団接種者数 22,283 人 ※各所管課より情報提供

(内訳)

- 医療機関 2,002 人
- 介護保険施設 1,320 人
- 老人福祉施設 1,046 人
- 障害児者福祉施設 103 人
- 市立小中学校 17,812 人

よって、地域集団接種の対象となる寝屋川市民は

(1)' - ((3) + (4) + (5)) = 180,137 人 → 約 18 万人

- ・ 地域集団接種に要する日数 120 日
- ・ 1 時間あたり対応人数 30 人/時

- ・ ワクチンの接種回数 2回／人
- ・ 接種率 100%

※日数、対応人数、接種回数は市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き（暫定版）P45より。

## 2 市内接種会場及び実施時間帯

### ア 市立小学校（全24校）

月～金曜 13:30～16:30

1日あたり **8か所**を接種会場として使用

### イ 市立中学校（全12校） ※中学生の施設集団接種のみ実施

月～金曜 13:30～16:30

1日あたり **4か所**を接種会場として使用

### ウ コミュニティセンター（全6か所）

土曜 13:30～16:30 / 18:00～21:00

日・祝日 9:00～12:00 / 13:00～16:00

**全6か所**を接種会場として使用

## 3 接種体制

各会場は、学校医を中心にチームを編成する。

### ア 1チームの構成員及び人数

- ・ 医師 2名（予診、接種）
- ・ 看護師 3名（予診介助、接種介助、薬剤準備及び接種後の状態観察）

### イ チーム以外に必要な構成員及び人数

- ・ 事務員 ※市職員その他、臨時でアルバイト等を採用
  - ① 受付・予診票渡し 3名
  - ② 予診票の記入 2名
  - ③ 検温 2名
  - ④ 接種済証発行 2名（接種費用ありの場合は費用の徴収も行う）
  - ⑤ 会場の案内・警備 3名（出入口：1名、会場内外：各1名）

ただし、状況に応じて柔軟に対応できるようにする。

**(課題)**

- 接種費用ありとなった場合は上記④の事務の人員が更に必要となる。
  - 下記事項については、医師会及び協力医療機関等と予め調整が必要になる。
    - ・ 医師のチーム構成について、医師会に協力医療機関を募ること
    - ・ 各医療機関の休日【※】の接種対応に関すること
- 【※】土曜午後、日曜・祝日、水曜（終日・午後）、木曜（終日・午後）等
- ・ 医師会に看護師の帯同を依頼すること
  - ・ 看護師の不足時には、市で臨時の雇用契約を検討すること

**(6) 接種会場の確保について**

接種会場	会場数	調整状況	備考
医療機関 (産婦人科を除く)	197 H27.3.31時点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎疾患を有する者</li> <li>医療機関等にて個別接種</li> <li>・ 入院患者及び施設入所者</li> <li>入院、入所施設等にて施設集団接種</li> <li>・ 移動が困難な通所サービス利用者</li> <li>併設されている施設等にて施設集団接種</li> <li>・ 4か月経過後の未接種者に対する個別接種</li> </ul> ※いずれも医師会との調整が必要	事前に接種対応可能な医療機関を確認する。
産婦人科	3 H27.3.31時点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊婦</li> <li>産婦人科にて個別接種</li> </ul> ※医師会との調整が必要	事前に接種対応可能な医療機関を確認する。
学校併設の体育館	小学校：24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小中学生</li> </ul>	流行の時期状況等

	中学校：12	通学先にて施設集団接種 ・小学校の体育館は地域集団接種の会場としても使用 ※教育委員会との調整が必要 ※保健福祉センター診療所から出張するという形で、寝屋川保健所へ、市長を開設者とした巡回健診の実施に係る届出を行う（管理責任者は学校医を想定）	に沿って柔軟に対応する。
高齢者施設	38 H27.4.1時点	施設内の診療所を医療機関として設定	
在宅	—	在宅療養者の主治医	地域訪問接種
コミュニティセンター	6	各センターの管理者との調整が必要	接種漏れ者に対応 土曜午後及び日祝
保健福祉センター	1	保健福祉センターの管理者との調整が必要	障害者向けの地域集団接種等に利用

(7) 接種を実施する医療従事者の確保について

① 地域集団接種

医療従事者	調整状況	備考
医師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師会と調整する。</li> <li>・学校医に協力を依頼する。</li> <li>・チームを編成し調整を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校区を基本に、区域の医師会員の輪番制等で医師会に依頼する。</li> </ul>
看護師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校医に帯同を依頼する。</li> <li>・帯同できる人員が不足するおそれのある場合は、市で臨時の雇用契約を検討する。</li> </ul>	

事務員	・市職員その他、アルバイト等の採用を検討する。	・接種費用の徴収が生じる場合は、更に人員が必要となる。
-----	-------------------------	-----------------------------

## ② 施設集団接種

### ア 医療機関、高齢者施設等

医療従事者	調整状況	備考
医師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師会と調整する。</li> <li>・管理医師等に協力を依頼する。</li> <li>・チームを編成し調整を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理医師等を中心に接種体制が整うよう、区域内の医師会に調整を依頼する。</li> </ul>
看護師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各医療機関及び施設等に調整を依頼する。</li> </ul>	

### イ 小中学校

医療従事者	調整状況	備考
医師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師会と調整する。</li> <li>・学校医に協力を依頼する。</li> <li>・チームを編成し調整を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各校区を基本に、区域の医師会員の輪番制等で医師会に依頼する。</li> </ul>
看護師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校医に帯同を依頼する。</li> </ul>	

## ③ 地域訪問接種及び個別接種

医療従事者	調整状況	備考
医師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師会と調整する。</li> <li>・医療機関に協力を依頼する。</li> <li>・チームを編成し調整を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問医師及び主治医等を中心に接種体制が整うよう、区域内の医師会に調整を依頼する。</li> </ul>
看護師	(地域訪問接種) <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問医師に帯同を依頼する。</li> </ul> (個別接種) <ul style="list-style-type: none"> <li>・各医療機関に調整を依頼する。</li> </ul>	

※ ②、③の場合、医療機関等へは下記事項を予め依頼しておくこと。

- ・ 必要ワクチン数の算出数の把握及び市への報告、ワクチンの收受
- ・ 担当課への報告（接種者数、ワクチン数等必要事項）

※ 費用については予防接種の種類が臨時接種か新臨時接種かによって変わり得るため、事例毎に調整が必要。

#### (8) 接種会場の設営（案）について

##### (想定される診療体制)

- ・ 市立小学校の体育館  
小学生を対象とした施設集団接種 … 3診  
地域集団接種 … 3～4診
- ・ 市立中学校の体育館  
中学生を対象とした施設集団接種 … 3診
- ・ コミュニティセンター  
地域集団接種 … 2～3診

##### (接種の流れ)

- ① 受付・予診票渡し … 事務3名  
↓
- ② 予診票の記入 … 事務2名  
↓
- ③ 検温 … 事務2名【※】  
↓
- ④ 予診 … 医師1名、看護師1名 × 診療数【※】  
↓
- ⑤ 薬剤の準備 … 看護師1名 × 1～2（④を兼務）  
↓
- ⑥ 接種 … 医師1名、看護師1名 × 診療数  
↓
- ⑦ 接種済証発行 … 事務2名（接種費用ありの場合は費用の徴収も行う）

↓

⑧ 接種後の状態観察 … 看護師 1 名 × 1～2 (⑤を兼務)

【※】 検温や予診の段階で接種不可と判断された方については、コミュニティセンターで土日祝日の接種を受け付けている等、他の接種機会の案内が必要。

#### (9) 接種会場における物品の確保について

物品名	1会場あたり個数	備考
(資料2を参照)		

※ この他、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応が出たときに備え、救急処置物品（血圧計、静脈路確保用品、輸液、エピネフリン・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液、生バッグ等）を準備する必要がある。

#### (10) 接種会場における運営その他について

##### (実施時に留意すべきこと)

- ・ 接種会場の管理者である学校医の指示に基づき、医師、看護師及び事務員が会場を適正に運営できるよう努める。
- ・ 被接種者が数か月間に渡って小学校内へ出入りすることになるため、不審者等に対する小学校の安全管理について考慮する。
- ・ 被接種者のプライバシーが確保されるよう努める。
- ・ 雨や台風等の荒天時は、接種会場である市立小学校の体育館が避難場所になることもあるため、会場の変更や集団接種の一時中止などを含めて柔軟に判断できるようにする。

##### (接種に関する同意取得のあり方等)

- ・ 未就学児は原則として保護者同伴とする。
- ・ 小学生以上は予診票に保護者署名欄を作成する。

##### (副反応があった場合の対応方法等) ※事前に消防署へ連絡しうる旨を伝えておく

- ・ 会場の接種医師等で対応する。

- ・ 必要に応じて、近隣の医療機関へ受診する。
- ・ 接種日や接種会場等確定したら医師会へ報告し、後方支援の依頼をする（関係者間で、接種スケジュールを共有しておく）。
- ・ 書類の作成（報告のための）は担当課も協力する。
- ・ 本市の予防接種の実施方法に関する副反応提出フローに準じる。

## (11) 接種体制検討にあたっての課題等

### ① 国全体で検討すべき内容

- ・ 住民接種に関する市の負担する経費
- ・ 特定接種対象者の情報提供
- ・ 予防接種を担当する医師であることの接種医師の登録
- ・ 報告様式及び予診票の作成
- ・ ワクチンの流通に関する規定等の情報提供
- ・ 接種に係る経費の算定方法もしくは統一した基準価格の設定
- ・ 優先接種対象者の周知（誰でも自由に接種できない性質であることの周知）

### ② 調整が難しい内容等

- ・ 接種費用の算出方法の基準提示（医師の報償費単価等）
- ・ 医療機関届出に関するフロー
- ・ 学校等の施設を使用する際の協力依頼
- ・ 接種費用個人負担の考え方の周知（基礎疾患を有する者等、市町村間を超えた対応）
- ・ 特定接種済者の把握方法（住民の人数から該当者数を差し引き、住民接種に必要なワクチン数や会場準備の参考とするため）
- ・ 住民以外の方の接種の対応（報告の方法等）
- ・ 必要となるワクチン数の把握及びそれに係る大阪府との調整

### ③ 他市との調整

既存の定期予防接種は既に北河内5市内で相互乗入していることから、同様の取扱

ができるようにするために、5市全体での体制整備が必要となる。

ただし、流行の状況や感染症の特性次第では、大阪府下全域での相互乗入等も検討が必要になってくると思われる。